⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　電子調達システムから入札説明書等を直接ダウンロードした者であること、又は支出負担行為担当官から入札説明書等の交付を受けた者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒040―8501 北海道函館市大川町１番27号
北海道開発局函館開発建設部契約課上席専門官　齊藤　泰隆　電話0138―42―7525

⑵　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先

調達ポータル
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/
上記３⑴の問い合わせ先に同じ。

⑶　入札説明書の交付方法　電子調達システムにより交付する（入札説明書等に対する質問回答書についても同様に交付するので、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックすること。）。

ただし、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は上記３⑴に問い合わせること。

⑷　電子調達システムによる入札書類データ（申請書等）の受領期限及び紙入札方式による申請書等の受領期限　令和７年11月20日12時00分

⑸　電子調達システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限　令和７年12月16日16時00分

⑹　開札の日時及び場所　令和７年12月17日14時00分　北海道開発局函館開発建設部１階会議室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項

①　電子調達システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（申請書等）を所定の受領期限までに上記３⑵に示すＵＲＬに提出しなければならない。

②　紙入札方式により参加を希望する者は、必要な申請書等を所定の受領期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。

なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本入札公告等に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札の条件に違反した者のした入札及び入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : AKAGAWA Hiroshi, Director of Hakodate Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau

⑵　Classification of the services to be procured : 21

⑶　Nature and quantity of the services to be required :

①　Hakodate Road Office under the jurisdiction Lease of LED road lighting, 1 set

②　Esashi Road Office under the jurisdiction Lease of LED road lighting, 1 set

⑷　Fulfillment period : From the next day of contract through 31 March 2030 (however the deadline of the lease product for setting and the lease term according to the specifications)

⑸　Fulfillment place : As in the tender documentation

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

②　be the single company or the consortium which meets the qualification stipulated in the tender manual

③　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order

④　not be currently under suspension of nomination by Director-General, Hokkaido Regional Development Bureau during the time of tender opening from time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification

⑤　obtained a bid manual directly from system or the person of ordering

⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 20 November 2025

⑻　Time limit for tender : 4 : 00 p.m. 16 December 2025

⑼　Contact point for the notice : SAITOU Yasutaka, Senior Officer, Contracts Division, Hakodate Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau, 1―27, Okawacho, Hakodate, Hokkaido, 040―8501, Japan TEL 0138―42―7525

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年10月21日
支出負担行為担当官
大阪航空局長　塩田　昌弘

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

○阪空契第926号（№926）

1　調達内容

⑴　品目分類番号　16

⑵　契約件名　那覇空港500kVA移動式発電装置１式の製造（電子入札対象案件）

⑶　履行内容等　本件は、500kVA移動式発電装置を製造し、以下納入場所に納入するものである。

【調達概要】

・500kVA移動式発電装置（ディーゼル機関発電装置、自動制御盤及び付属機器等を屋外キュービクル形の外箱に収納し、移動可能な構造のもの）１式を製造する。

・上記製造品の納入及び既設発電装置の処分を行う。

⑷　電子調達システムの利用　本案件は、申請書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

⑸　履行期間　契約締結日の翌平日から令和９年３月19日

⑹　納入場所　可搬形発電設備保管庫（沖縄県那覇市鏡水382）

⑺　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。